

議案第 1 4 号

向日市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

向日市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

向日市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同号」を「法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者

第6条第1項ただし書中「が10円未満である場合においては、この限りでない」を「に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を納付することを要しない」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 市長は、被保険者又は連帯納付義務者が納期限までに納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認める場合においては、第1項の延滞金を減免することができる。

附則中第2項の前の見出し、同項及び第3項を削り、第4項を第2項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の向日市後期高齢者医療に関する条例第6条の規定は、平成30年4月1日以後収納する延滞金から適用し、同日前に収納し、又は収納すべきであった延滞金については、なお従前の例による。

〈参 考〉

向日市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 本市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項（<u>法第55条の2第2項において準用する場合を含む。</u>）の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（<u>法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。</u>）に入院等（<u>法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。</u>）をした際本市の区域内に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号（<u>法第55条の2第2項において準用する場合を含む。</u>）の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本市の区域内に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号（<u>法第55条の2第2項において準用する場合を含む。</u>）の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った<u>法第55条第2項第2号</u>に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際本市の区域内に住所を有していた被保険者</p> <p>(5) <u>法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者</u></p> <p>(延滞金)</p> <p>第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、そ</p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 本市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項_____</p> <p>_____の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（<u>同項_____に規定する病院等をいう。以下同じ。</u>）に入院等（<u>同項_____に規定する入院等をいう。以下同じ。</u>）をした際本市の区域内に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号_____</p> <p>_____の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本市の区域内に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号_____</p> <p>_____の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った<u>同号_____</u>に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際本市の区域内に住所を有していた被保険者</p> <p>(延滞金)</p> <p>第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、そ</p>

の納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を納付することを要しない。

2 略

3 市長は、被保険者又は連帯納付義務者が納期限までに納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認める場合においては、第1項の延滞金を減免することができる。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

2 略

の納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が100円未満である場合においては、この限りでない

2 略

附 則

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)

2 平成20年度における被扶養者であった被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。）に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 第1期 10月1日から同月31日まで
- 第2期 11月1日から同月30日まで
- 第3期 12月1日から同月28日まで
- 第4期 1月1日から同月31日まで
- 第5期 2月1日から同月28日まで
- 第6期 3月1日から同月31日まで

3 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合には、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における市長が別に定める時期とする」とする。

(延滞金の割合等の特例)

4 略